

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2021年2月1日
発行所
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

二度目の緊急事態宣言も織り込み済み、なぜか肝が据わってきました。
与えられた環境でベストを尽くしたいと考えている今日この頃、厳しい寒さがかえって鈍ってきた頭をシャキッとさせてくれて心地よい、と感じるのは私だけでしょうか。

さて、成年後見制度は「本人の意思の尊重」を錦の御旗に、制度発足からの20年間進化してまいりました。この考え方とリンクするのが今回ご紹介している介護保険制度と障害者福祉制度です。自立する、自分の意思で社会生活を送る、そのようなご本人を成年後見制度は「身上保護（身上監護とも言います）」という側面でバックアップします。身上保護とはご本人の居住地への訪問、医療や介護サービス契約の締結、施設の入退去の手続きをしたりすることです。

成年後見制度は「身上保護」と「財産管理」の両輪で回っており、どちらかに偏ってもいけません。普段、成年後見人の仕事として財産管理の方がクローズアップされる傾向がありますが、むしろご本人に寄り添い、身上保護に目配りできるバランス感覚が成年後見人には求められていると思います。



IKUKO

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

今回は、成年後見制度と関連する制度についてご紹介したいと思います。

◆介護保険制度

介護が必要な人やその家族の金銭的負担を軽減するため、社会全体で支える仕組みで2000年に（平成12年）成年後見制度と同時に施行された比較的新しい制度です。要介護状態となった高齢者が尊厳を保ちながらその人の能力に応じて自立した生活を送るため、必要な医療サービスおよび福祉サービスに係る給付をすることを目的としています。

介護保険の基本的な方針は「**自立支援**」「**利用者本位**」「**社会保険方式**」（※社会的入院による入院費圧迫のような問題を避けるため、給付と負担の関係がはっきりしている社会保険制度を採用）の3つです。つまり、**介護が必要になっても自分らしく自立した生活ができるように必要なサービスを自ら選んで利用できるようにする制度です。**

サービスを受けるためにはサービス提供者と契約を結ぶこととなります。そのため判断能力が低下した高齢者の場合誰かが代わって契約締結する必要が生じます。

◆新しい障害者福祉制度

障害者総合支援法（旧・障害者自立支援法）のもと、知的障害者、精神障害者、身体障害者が自分の意思で選択した福祉サービスを利用し、自立した社会生活を送るようにしようという制度です。平成18年10月から全面施行されました。

障害者が福祉サービスの利用契約をする場合にその契約内容などを判断することが難しい時には誰かが代わって契約を締結する必要が生じることから成年後見制度と密接な繋がりをもちます。

司法書士は…

「街の身近な**法律家**」
です！！

司法書士は、
2021年1月5日現在
全国に22,748人
司法書士法人808法人
全員が各都道府県の司法書士会に入会しています。

全国的には弁護士数の方が多いですが、司法書士は都市部だけでなく地方にも点在しています。

司法書士は何か困ったことがあったら気軽にご相談頂ける「街の身近な**法律家**」なのです（*^-*）



★成年後見制度に関連のある制度について★

次号もご紹介は続きます。

★LINE公式
アカウント★

を取得しました。
@965ehhek



友だち登録を
ぜひよろしく
お願い致します
（●`o`●）

YouTube

国松偉公子の
相続相談室

